

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

君津市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 君津地区

(1) 現況

本地区は、市の北西部に位置し、地形的には小糸川沿岸になだらかな丘陵地と平野が続く、平坦な農地が広がっており、旧貞元村は農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項2号に掲げる事業において特認地域として認定を受けているなど、一部山間地を有する。

区域内の水田は、水利条件の整備や圃場整備が実施され、基盤整備済みのものが多いため、宅地開発について、適正に誘導することで、優良農地の保全を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 小糸地区

(1) 現況

本地区は、市の中央部に位置し、地形的には急傾斜の山地から流れる小糸川沿いに河岸段丘が形成され、幅1kmの平野に平坦な農地が広がっている。

区域内の水田は、概ね20a区画の基盤整備事業が実施された地区が多く、農作業の合理化を図ることができる条件がある。

また、本地区の特徴の一つに、小糸川の豊富な水源を利用したカラーや、アクアラインによる都心部からのアクセスを利用した観光農業が挙げられるが、農道や水路の管理の負担が増大している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 清和地区

(1) 現況

本地区は、市の南部に位置し、そのほとんどは山間部であるが、農道や林道の活用を図

り、豊かな森林資源と水資源（三島ダム・豊英ダム）を有効活用することで、地域の特色である観光農業を推進している。

本地区は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、農業者の減少・高齢化等により集落機能の低下している地域も多いことが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 小櫃地区

(1) 現況

本地区は、市の北東部に位置し、小櫃川下流沿いに起伏の少ない丘陵地が広がる市随一の穀倉地帯となっている。

区域内の水田についてみると、既に圃場整備が終了している農地が多い。

しかし、旧小櫃村は法第3条第3項2号に掲げる事業において特認地域として認定を受けているなど、一部山間地を有し、平坦部についても、農道や水路の管理の負担が増大しているにも関わらず、法第3条第3項1号に掲げる事業の取り組みがなされていない地区である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 上総地区

(1) 現況

本地区は、市の東南部に位置し、小櫃川上流沿いに山間部を有している。

区域内の水田についてみると、圃場整備率が低いため、農業生産基盤の整備が求められている。

また、本地区は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、農業者の減少・高齢化等により集落機能の低下している地域も多いことが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項 実施を推進する区域

実施を推進する区域	実施を推進する事業
① 君津地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
② 小糸地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
③ 清和地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
④ 小櫃地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
⑤ 上総地区	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用することとする。
- (3) 法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(1)の指定地域のうち(2)の要件を満たす農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号で定める農用地区域内であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(1) 対象地域

(法指定地域)

旧久留里村・旧松丘村・旧亀山村・旧君津町（旧貞元村を除く）

旧周南町・旧中村・旧小糸村・旧秋元村・旧三島村

(千葉県特認地域)

旧小櫃村・旧貞元村

(2) 対象農用地

ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

エ 市町村長の判断によるもの

(ア) 緩傾斜農用地

勾配が、田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満であり、次のいずれかに該当する農用地。

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる農用地（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定された指定棚田地域のみ該当する場合を除く。）

(a) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第3の12に準ずるものとする。

(b) 土壌条件が著しく悪い場合等

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が千葉県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。